

交通政策審議会港湾分科会

第1回環境・安全等部会

資料1 政策案

国土交通省港湾局

平成14年5月13日

1. 循環型社会の構築など環境問題への対応

(1) 港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築

政策 1

効率的で合理的なリサイクルシステムを構築し、循環型社会への転換を促進するため、港湾における静脈物流拠点（リサイクルポート）と広域ネットワークによる総合的な静脈物流システムを構築する。

① リサイクルポートの形成

具体的施策 1-1-1

- 港湾においてリサイクル関連施設の拠点的な立地を推進するとともに、循環資源の輸送インフラとなる係留施設、保管・積替ヤード、臨港道路等の施設を有機的かつ一体的に整備したリサイクルポートを全国に拠点的に配置する。

具体的施策 1-1-2

- リサイクルポートにおいては、特定の区域を設定し、循環資源の適正な管理の下における取扱・処理のより一層の推進や静脈産業の立地支援が可能となる仕組みについて検討を行い、その実現を図る。

具体的施策 1-1-3

- 港湾において汚染土壌の処理施設の拠点的立地及びこれに係る静脈物流システムの構築に向けた準備や支援方策の検討を進める。

② 国際静脈物流システムの構築

具体的施策 1-2-1

- 資源小国である我が国において、中古自動車等の使用済み製品や金属くず等の再生資源の商品としての国際競争力を確保するため、アジア圏域を見据えた国際静脈物流システムの構築を図る。

(2) 廃棄物処理対策の推進

政策 2

大都市圏を中心とした内陸の廃棄物最終処分場の逼迫に対応し、港湾空間を活用した適切な廃棄物処理対策を推進する。

具体的施策 2-1

- 東京湾、伊勢湾等の大都市部の港湾において、広域廃棄物処分場の整備（フェニックス計画）の可能性について検討する。

具体的施策 2-2

- 大都市を中心に内陸の廃棄物最終処分場が逼迫していることに鑑み、海面処分場の延命化を図るとともに、新たな制度の創設も視野に入れつつ、海面処分場における積極的な産業廃棄物の受け入れを進める。

(3) 自然環境の積極的な保全・再生・創造

政策 3

地域住民、NPO等と連携しつつ自然再生事業を推進し、豊かな生態系を育む良好な港湾環境の形成を図る。

① 良好な自然環境の保全、失われた良好な自然環境の再生・創造

具体的施策 3-1-1

- 干潟等の各種機能を評価し、生態系保全、自然の浄化能力、防災効果等の視点から、重要な干潟等についてはできる限り保全するなど、環境への影響の回避、低減を図る。

具体的施策 3-1-2

- 干潟・藻場の再生、廃棄物海面処分場跡地を活用した「森」とも呼べる大規模な緑地の整備、砂浜の復元・創造を行う。また、沿岸域における環境学習、自然体験活動を支援する仕組みを構築する。

具体的施策 3-1-3

- 閉鎖性海域における水質改善を図るため、東京湾再生推進会議等による「海の再生」を推進する。

具体的施策 3-1-4

- 赤潮や貧酸素水塊の発生メカニズムを解明し、その発生を抑制するための対策を検討する。

② 環境に関する情報発信の一層の充実

具体的施策 3-2

- 良好な港湾環境の形成を実現するために不可欠な国民の理解と協力を得るため、海域環境情報センター（仮称）を設置し環境に関する各種の情報提供を行う。

（４）港湾における自然エネルギーの導入

政策 4

地球温暖化などの環境問題に対応し、自然エネルギーの導入を促進するため、港湾において風力発電施設の立地の促進、波力エネルギーの実用化を進める。

2. みなとまちづくりの推進

政策 5

地域の活力を支え、個性ある地域づくりに資するため、海に開かれ市街地に近接している臨海部の特性を活かし、暮らしを支える機能が調和して導入され、全体として高度な機能が発揮でき、美しく、使いやすく、活力と潤いのあるみなとまちづくりを推進する。

具体的施策 5-1

① みなとまちづくりの推進に向けた支援の充実

- ハード・ソフト施策の連携により、みなとまちづくりのための計画（「みなとまちづくり計画（仮称）」）を策定する。
- みなとまちづくりを推進するために必要となる交通アクセス、緑地、護岸の整備等の良好な環境づくりに対する総合的な支援措置を講ずる。
- CIQ 等の官庁施設や船員・労働者向け福利厚生施設等を適地に集積、配置することによって、利便性の高い空間形成を進める。

具体的施策 5-2

② 美しく文化性に富んだ空間の形成

- 緑地・遊歩道の整備や道路等アクセスの充実など港のパブリックアクセスの推進により、市民が身近に感じ、くつろげる美しいウォーターフロントの形成を図る。
- 歴史的建造物の保全や、体験学習の場の確保など海洋文化を育む美しく文化性に富んだ空間の形成を図る。

具体的施策 5-3

③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした空間の形成

- 観光等の振興を図るため、緑地、アクセス道路等の整備に加え、港湾間の連携強化、イベント開催などを支援する。
- 多様化する国民の海洋性レクリエーション需要に対応するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ高齢者・障害者を含む幅広い層の人々が海洋文化にふれあえるマリーナ等の整備を進める。

具体的施策 5-4

④ 快適で利便性の高い旅客輸送拠点の形成

- アクセスの向上を図るとともにユニバーサルデザインも取り入れつつ、訪日外国人旅行者数の増加にも対応した、地域の交流拠点ともなる旅客船ターミナルを整備する。
- クルーズネットワークの形成を図るため、観光情報などの発信など寄港地としての魅力度の向上を図る。

3. 安全で安心な地域づくり

防災対策における国と地方の役割分担を明確化しつつ、自然災害・事故から臨海部の生命・財産を防護する水準を向上するとともに、臨海部空間において地震等災害時における防災拠点としての機能を提供する。これらとあわせ、港湾空間の適正な管理、環境の整備を進め、安心で安全な地域づくりを推進する。

(1) 地震等災害時における物流・防災拠点機能の確保

政策 6

大規模地震等災害時における国民の暮らしや企業活動の維持に不可欠となる海上輸送を確保するとともに、被災地の復旧・復興を支える物流・防災拠点を確保する。

具体的施策 6-1

- 広域的観点から必要な防災対策については、国が主導的かつ中核的な役割を果たすべく、骨格となる防災施設（耐震強化岸壁、浮体式防災基地等）の整備方針を確立し、広域防災拠点の計画的整備を進める。

具体的施策 6-2

- 背後道路等輸送ルート of 耐震化についても岸壁の耐震化と整合性を図りつつ推進する。

具体的施策 6-3

- ハード面の整備と併せ、道路・河川等との連携など、災害時に迅速な対応を行うための防災体制の確立を進めることとし、情報を迅速かつ確実に収集、伝達、提供するための防災対応情報通信システムの構築等を図る。

具体的施策 6-4

- コンテナターミナル等における耐震強化岸壁が、災害時に最大限に能力を発揮できるよう、周辺施設の耐震化を図りつつ、緊急時における利用方法の確立を図る。

(2) 臨海部の生命・財産を守る防災・災害対策

政策 7

ハード・ソフト一体となった総合的高潮・津波等防災体制の確立等、臨海部の生命・財産を守るための防災・災害対策を推進する。

具体的施策 7-1

- 高潮・津波・地震水害対策として海岸保全施設の整備、耐震強化を行う。

具体的施策 7-2

- 災害時の被害軽減のための総合的な情報システムの構築や高潮・津波ハザードマップの作成を促進する。

具体的施策 7-3

- 地球温暖化等による海面水位上昇についてモニタリングを実施し、ハード・ソフト両面から対応策を検討する。

具体的施策 7-4

- 海難事故による油汚染対策として大型浚渫兼油回収船による 2

日到達体制を確立するとともに、高波浪時の作業を可能とする技術開発に取り組む。

(3) セキュリティ確保

政策 8

24時間フルオープン化等に対応し、セキュリティの確保を図る。

具体的施策 8-1

- IMO等における国際的なテロリズム対策の議論を踏まえながら、海上保安庁、警察庁、税関等と調整連携し、フェンス等の施設整備や立入制限区域の設定、監視カメラ等監視検査体制の確立を図る。

具体的施策 8-2

- 立入規制のある地域を可能な限り集約し、親水機能等他機能との空間的な分離を図ることで、港湾全体のアメニティの向上を図りつつ、セキュリティの確保を図る。

具体的施策 8-3

- 海上旅客に係るセキュリティの確立をハード・ソフト両面より推進するため、海上保安庁、警察庁、税関等と連携しつつ、施設の重要度を勘案した整備のあり方等について検討を行う。

(4) 放置艇対策

政策 9

船舶の航行や停泊、海洋性レクリエーション活動や漁業活動等、多様な活動が滞りなく安全に行われるよう小型船舶の放置問題に対応する。

具体的施策 9-1

- 放置等禁止区域の指定を進める。

具体的施策 9-2

- マリーナに加え、ボートパークや暫定係留施設の整備等係留保管場所の確保を積極的に進める。

具体的施策 9-3

- 保管場所確保の義務化に向けた検討を行う。

4. 港湾政策を実施する上での横断的な重要事項

政策 10

1. 港湾間の広域的な連携

- 複数の港湾が近接する三大湾等については、国際海上コンテナ輸送への対応、廃棄物の広域処分、広域的な防災対策等について、湾内各港が担うべき役割の整理や主要施設の整備のあり方などを国がイニシアチブをとって地域別基本方針としてまとめ、国と港湾管理者が参画する協議会等を活用しつつ調整する。

政策 11

2. 沿岸域の総合的管理の推進

- 利用、防災・安全、環境などの機能が複雑に関連している沿岸域において、国と地方、行政と市民の連携により、総合的な視点から沿岸域に関する計画を策定する。
- 行政機関、学識経験者、民間企業、漁業者、地域住民、NPO等多様な関係者の参画による任意の協議会を設置し、沿岸域の総合的管理を推進する。

政策 12

3. 既存ストックの有効活用

- 物理的に老朽化したり、機能的に利用者の要請に合致しなくなった施設について、スクラップ、他用途への転用、機能の増強等を進め、財政制約の中での効率的な港湾政策の推進に努める。

政策 13

4. 住民・NPO参加型のみなとづくり・海辺づくり

- 行政における透明性の向上や社会資本整備における住民参加による国民に開かれた行政を推進するため、市民に身近な港や海辺について住民・NPO参加型のみなとづくり・海辺づくりを進める。

政策 14

5. 建設コストの縮減

- 次世代対応の技術基準等による環境・安全に配慮した合理的な計画、設計を推進する。
- 性能規定型設計に合わせた審査・評価機関の設立など評価体制を整備する。
- 施設の設計段階等において、ライフサイクルコストの評価を実践する。

政策 15

6. 技術開発

- 港湾政策を実現するために必要な技術開発について着実に推進する。
- 技術基準の性能基準への改訂を進めるとともに、我が国技術基準の国際標準化を推進する。